

遠軽商工会議所

インボイス制度

対応セミナー

登録申請の
期限迫る!

令和5年10月から消費税の仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者は、請求書や領収証に必要事項を記載する等の対応が必要となり、すでに適格請求書発行事業者の登録申請が開始されております。

本セミナーでは、インボイス制度の導入により事業環境変化の影響を受ける事業者の皆様へ、インボイス制度の概要と注意すべき点を説明します。

制度開始のタイミングで適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合は、令和5年3月31日までに登録申請を行わなければなりません、制度の理解のためぜひご参加ください。

開催日：令和5年1月18日（水）

○消費税課税事業者向け 14:00～14:30

○消費税免税事業者向け 15:00～15:30

参加費：無 料

講 師：税理士 渡邊 直喜 氏（渡邊直喜税理士事務所 代表）

**会 場：遠軽町芸術文化交流プラザ 2階 多目的室 4・5
（遠軽町岩見通南1丁目）**

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。

※当日体調のすぐれない場合は参加をお控えください。

1月18日「インボイス制度対応セミナー」申込書

FAX 0158-42-5134 遠軽商工会議所 行

* 申込締切 令和5年1月13日（金）

事業所名	参加希望に☑を付けてお申込みください <input type="checkbox"/> 課税事業者向け（14:00～） <input type="checkbox"/> 免税事業者向け（15:00～）		
所在地			
電話番号	FAX番号		
参加者	参加者		

問合せ先

遠軽商工会議所 経営相談課(担当:中野・阿部)

〒099-0415 遠軽町岩見通南1丁目遠軽町芸術文化交流プラザ内

TEL:0158-42-5201 FAX:0158-42-5134 E-mail: engarucci@engaru-cci.jp

主催：遠軽商工会議所

共催：遠軽信用金庫・紋別地方法人会遠軽支部・遠軽青色申告会